

令和7年度 第3回松戸市水道事業運営審議会 議事録

- ・ 日 時 令和7年8月 27 日(水)午後2時 00 分から午後3時 10 分
- ・ 場 所 松戸市役所 新館 5 階 市民サロン
- ・ 出席者 (1) 委員(5名)
大塚委員、後藤委員、土屋委員、麻木委員、舟山委員
(2) 水道事業職員(11名)
加藤水道事業管理者、有賀参事監兼総務課長、染谷技監兼工務課長、
綿貫総務課専門監、川瀬工務課長補佐、宿谷総務課長補佐、干場工
務課主幹、広瀬総務課主幹、総務課職員3名

・ 議 事

開会に先立ち、加藤水道事業管理者より、あいさつがありました。

会議の公開等について、出席委員の了承を得て、傍聴者1名の許可と以後の
受付後の傍聴を可能としました。

【議長】

それでは議事に入りたいと思います。

まず初めに、前回の審議会におきまして、水道以外の他の公共料金における、基本料金の現状についてご質問がございましたが、その件について初めに事務局よりご報告になります。

【事務局】

委員からご質問があり、公共料金について電気、ガス、下水道の現状ということで調べさせていただきました。すべて1ヶ月となります。なお、電気、ガスにつきましては、自由化が進んでいるため、一般的な東京電力と京葉瓦斯での確認となります。

初めに下水道ですが松戸市水道と同じなので、基本使用料として、1,060.4円。これは税込みで基本水量10m³を含む形です。これに超過料金として、10m³を超えた分については1m³毎に従量料金が加算されます。超過料金の単価は、使用水量が多くなるにつれ段階的に高くなっております。

続きまして電気、東京電力ですが一般的な料金プランで、スタンダードSを確認させていただきました。契約電流で10Aから60Aまでございますが、10Aでは基本料金が311.75円、基本水量のようなものではありませんが、電力量料金として1kWh毎に従量料金が加算されます。なお、電力量料金の単価は、電力量が多くなるにつれ段階的に高くなっております。

続きましてガス、京葉ガスですが一般的な料金プランが1ヶ月のガスの使用量に応じて、その月の適用区分が4種類に決定されます。

その適用区分に応じた、月額の基本料金と1m³あたりの単位料金の合計で月の料金が計算されます。参考までに使用量が多い適用区分になるほど、基本料金は高く、単位料金は安くなる仕組みとなっています。

公共料金については、以上となります。

【議長】

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、何かございますか。

【委員】

すいません、ガスについては、基本水量みたいなものはあるのでしょうか。

【事務局】

基本水量はなく、基本料金と従量料金の額を足したものの使用料金となります。

【議長】

ありがとうございます。他にご意見などございますか。

よろしいでしょうか。次に、前回に引き続き「水道料金の改定について」を議題と

いたします。前回の審議会にて、今後、市営水道を維持管理していくために必要となる料金水準と、それを実現させるための料金体系について、現状を踏まえた上での改定案が事務局より示されました。

本日はその内容につきまして、各委員のご意見を伺いながら、審議会としての答申の方向性について、審議していきたいと思います。

前回ポイントごとに審議を進めてはいかがかという意見がございましたので、ポイントごとに各委員よりご意見を伺ってまいりたいと思います。

ポイントは概ね4件あったと思います。まず、料金体系につきまして、用途別料金体系を維持するのか、また口径別料金体系へと移行するのか。ポイントの2点目としては、基本水量について、現状は、基本水量があるわけですがそれでもこれを存続させるのか、それとも、基本水量をなくすのか。次に従量料金について、均等にも使った分に応じて、料金が加算されていくものとするのか。それとも逓増制ということで、たくさん使っている人については、少し料金の負担を、増やしていくという形にするのか。現状は逓増制ですが、それを維持するかどうか。

また、料金水準につきまして、1回で、もう値上げをしてしまうのか。それとも、1回ではなく、2回に分けて、料金の値上げをしていくべきなのか。という点について、それぞれポイントごとに、各委員のご意見をお聞きしていきたいと思います。

答申の作成の考え方ですけれども、皆様のご意見を伺いまして、ご意見、多数のものについて、当審議会の答申としてまとめていきたいと思います。

少数の意見につきましても、答申の中で可能な限り触れていくというような形で、答申していければと思います。

本日、この4名ですので、ご意見が割れるということもあるかと思います。お二人お二人というような形で割れる場合には、私も意見を申しますので、私の意見も併せて、当審議会の意見という形でまとめていきたいと考えておりますが、それで

よろしいでしょうか。

では、ポイントごとにご意見を伺って参りたいと思います。順番は右側から委員、委員という順番でよろしいですか。

では、まずは料金体系のから、進めていくのでよろしいでしょうか。

料金体系、こちら、事務局からのご提案によりますと、用途別を維持するのかそれとも口径別に移行すべきか、というようなお話だったと思いますが、こちらにつきまして、各委員のご意見を伺いたいと思います。それでは委員よりお願いいたします。

【委員】

ポイントの前に今、私のところに水道料金の請求が来ていますが水道料金というのは、上水道料金と下水道料金の合算したものの請求で、今回の水道料金の改定は、上水道だけの改定なのか、下水道の改定も入っているのか。まず、前提条件を確認したい。ということが1つ。すいません教えてください。

【議長】

では、事務局よりお願いいたします。

【事務局】

今回は、水道料金の改定についてということで、下水道使用料については、関係ありません。あくまでも上水道料金の改定です。今回、上水道料金について諮問がされて、それに対して、どのようにしたらいいかという話になります。

【委員】

実際の請求、来年の4月から来る請求は、上水道料金を改定した値段が記載されるということでよろしいですね。

この資料に載っておりますいわゆる従量制基本料金による、ということからしますと、私は今まで支払っている基本料金があったうえに、従量制というのは、今まで

払ってないと人からすると、その方でやってみた方がいいじゃないかと。私は、従来どおりの考えかたでもよろしいかと相対的に思っておりますが、なかには私の考え方とは、別の考え方を持っている今の人たち、或いはライフワークが変わったということで、前回ちょっと話したんですけれども。いわゆる飲み水のペットボトルとか、家庭で色々なサーバーが普及しておりますので、水道水を飲むという従来のライフワークと違って、飲み水を買って飲むということを考慮すると、水道料金の値上げに関しては、単身の方は、関心そのものが少ない。そういう方から見れば、給水量は減っている。或いは自分は水道を使っていない。なぜ上げるのだ。という単純な考えがあって。納得感がなく、よほどうまく説明しないと難しいのではないかと思っております。

当然、水道料金の値上げに関して、説明を聞いてわかっているのですが、何も知らない主婦の方々とか、いわゆる単身で、若い方からすれば、水道を使っているという意識がかなり希薄だと。そういう人たちに対して水道料金の改定で特に値上げ、ということに関して説明をするということは、従量制をとろうが基本制をとろうが、どのように納得していただけるかというのが結構難しいのではないかと思っております。

【議長】

委員ありがとうございました。まず最初に、用途別か口径別か。基本水量はありということに順番に聞いていこうかと思っていたのですが、まとめてご意見いただいたのですが、一応確認ですけれども、まず、料金体系に関しては、現状維持という話でしたので、現在の用途別の形でいいのではないかとご意見ということでもよろしいでしょうか。

【委員】

はい

【議長】

ありがとうございます。それでは、この後、また基本水量や従量料金について改めてまた聞いていこうと思います。

では順番に行かせていただきます。

次に委員、基本料金体系のところだけで構いませんので、よろしくお願いいたします。

【委員】

私は用途別のままで良いと思っております。

【議長】

ありがとうございます。では用途別で現状維持ということですね。

続きまして委員、よろしくお願いいたします。

【委員】

私は、口径別にした方がいいのではないかとということで、口径別にしたいというのは、もうある意味悲願なのですね。

またここで常盤平団地を考えて、用途別のまま維持すると、10年、20年また口径別にならないと思います。

あちこちで道路が陥没する事故がある。それから新市長になって諮問を受けた。県営水道も値上げする。そういうことを考えると、千載一遇のチャンスだと思って口径別に移行する。

前回お話した常盤平団地の問題で、かなり政治的な問題だと思うので、この審議会としては悲願である口径別に移行するということを提案して、あとは事務局の意向、市議会への説明ですか、そこをお願いして政治的な判断で決めてもらうということで、口径別にした方がいいのではないかと私は考えております。

【議長】

委員ありがとうございました。それでは委員からもよろしくお願いいたします。

【委員】

口径別にした方がいいのではないかと私は思っています。お水をたくさん使う方は、多く払っていただく。施設を作ったりするときにお金がかかりますので、やはり口径別で、大きい口径の方はたくさん使うということで。

それと今ここで言うべきではないかもしれませんが、使った分といいましたが減っていますよね。これから高齢化を考えますと使用水量は減っていく。基本的に水をみんなに配るために造る施設が必ず必要で、それが、水量が多くても少なくてもかかるわけです。

いただきました資料でも、20mmのところの人が多いのですが、大きい口径の水量のところは少ない。でも水道をひねれば、水が出てくる状態を作っておかなければならないということでは、少ない水量であまり使わなくても、大きな水道の施設を造らなければならないということもありますから、やはり、口径別というのを取り入れた方が良いと思います。

【議長】

委員ありがとうございました。

ということで皆様のご意見が、用途別と口径別で2対2で割れておりますので、私の意見を申し上げたいと思います。

私の意見としては結論として、現在の用途別を維持することで良いのではないかと考えております。もちろん、口径別にするものの合理性というのは理解しておりますし、本来的には、大きい口径を使っている方には、それなりの料金を支払っていただくべきであろうということは、十分理解しているところではございますが、従来用途別でやってきており、この用途別であることを前提に、ご自宅を購入されたりだとか、或いはその水道設備で営業されている方々が多くいらっしゃるという

現状を考えると、現状今すぐ、このタイミングで、用途別から口径別に変えることも、デメリットの方が大きいのではないかというふうに考えております。

ただ、口径別の方が、松戸市内の他の地区につきましては、口径別の料金対応をされているということですので、将来的には口径別にすべきであるということは強く考えておりますので、その旨もぜひ、答申の方に大きく記述していくべきであらうというふうに考えております。

このような形でまとめていただくのでよろしいでしょうか。

では次のことに移りたいと思います。委員。

【委員】

今、1人ずつの意見を聞いた段階で2対2の割れた状態のなかで、両方の意見を持っていたけれど、ちょっと考えてみようかというのはあると思います。それをただパッと意見を聞いて、そちらですって言うやり方はどうなのかなと思いますけれど。いかがですか。

【委員】

私も同じ意見で、この会議は決議機関じゃないので、多数決とかはなじまないと思います。もっと言いますと、例えば口径別にしたいとか、そういう主義の人をメンバーにすれば、自動的にそうになってしまう、メンバーの顔ぶれによって決まってしまうわけです。

ですから、そういうことも含めて考えると、意見を聞いて多数決で決めるのではなくて、それを基に、事務局の判断が必要だと思います。

もっと言うと、管理者のもとに置いて、意見を聞いた上で、最終的な判断は管理者がするということだと思います。多数決で決めるべきものではないと考えています。

【議長】

ありがとうございます。順番にご意見を伺ってからにしましょうか。委員お願いします。

【委員】

私も委員のご意見も良く解るのです。ただ私からすると、なぜ用途別で良いかというと、要は、今までこれで慣れているからです。料金の支払いで、口径別の料金体系を採用するということであれば、口径別というものを、もう少しこれから理解していただかないといけない。いわゆる受給者、受益者に対して、私も口径別に対して理解がまだできてない。

そのためには今回の料金改定で委員がおっしゃる通り、千載一遇のチャンスだと思うのですが、私どもは口径別というものを今、ご説明を聞いた中ではまだ、勉強して、理解できると思うのですが。いわゆる一般の方々に対して、すぐこの口径別というのを理解していただくのには、まだちょっと時間が足りないのじゃないか。と思っております。

そういう意味でいえばまだ、従来の慣れ親しんだ私からすれば用途別の方がわかりやすいと。

口径別を採用するといふのであれば、もう少し市民に理解していただく努力が必要だろうと思っております。

【議長】

委員ありがとうございました。まず審議の進め方というところですかね。今、私の進め方としては、審議会の意見という形で1つに基本的にまとめた上で、少数のものについては、それを答申の方に盛り込むというような形で進めようかというふうにお話をしましたけれども。意見がありましたように多数決で決めるべきではないのではないか、改めて、皆さんの意見を聞いた上で考えるべきじゃないか、というようなご意見がございましたが、事務局からはその点についてご意見

ございますか。

【事務局】

委員がおっしゃりたいこともよくわかるのですが、松戸市水道事業運営審議会条例第7条会議の中で、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによると規定されております。

先ほど会長からお話があったように、意見が割れたときには、議長である会長が意見を述べていただき、その結果を審議会の基本的な考え方いたします。ただし、対案としてこのような意見もありましたというような形で、答申には織り込ませていただくと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

【議長】

議事については、最終的には多数決という形になるということで委員、よろしいでしょうか。

委員からご提案ありました。1 回意見聞いただけで決めるのは十分ではないのではないか、というお話でしたけれども、ただいま委員と委員から、口径別にするべきではないかというご意見ありましたけれども、それに関して、委員、委員におかれましては、意見が変わるということで、委員からは先ほどご意見いただきましたけれども、やはり用途別の方がいいのではないかというご意見でした。委員におかれましてはいかがでしょうか。

【委員】

用途別で。

【議長】

わかりました。では、3名が用途別の意思で、2名が口径別にすべきであるという意見であったということになりますので、当審議会の答申の意見といたしましては、用途別とするべきである。ただし、口径別とするべきであるという意見も強く

主張されているという旨、記載するような形で進めていただければと思います。

事務局の方、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

では、続きまして、基本水量に関する話に移りたいと思います。

基本水量、一定の容量まで水道を使っても、料金が変わらない一律になるという基本水量制が現在維持されておりますが、それを維持するか。

それとも、基本水量を無くして使った分だけの料金を徴収するのが良かというところでございましたけれども。委員からは先ほどご意見いただきましたけれども、基本水量制を維持したほうがいいのではないかとということですが、他にご意見などございますか。

【委員】

管理運用するだけで最低の必要な費用がかかると思います。だから、その基本料金をそういうことのために充当する。用意しておくという考え方としては、基本料金というのはあってしかるべきだろうと、私は考えております。

ただ、確かに使わないで少ない人、あるいは多く使う人のためには納得感がある。私は政策的にも基本料金を設けておいて、何か災害等のために役に立つことから、私は必要ではないかと思っております。

【議長】

委員。基本料金は現在あるのですね。今は基本水量の話で、その一定の基本料金を払っていれば、今は20㎡でしたか。それまでは料金が変わらず、その基本料金だけ支払えばいいということになっていますけれども、そうではなくて、少しでも水を使えばその水量に応じて、料金を徴収するという形に変更すべきかというところだったわけです。

【委員】

失礼いたしました。

【議長】

今はそういう制度になっております。

【議長】

それでは、委員お願いいたします。

【委員】

私も廃止したほうがいいと思います。

【議長】

ありがとうございます。現状維持ではなく、基本水量は設けないということで、ありがとうございました。続いて委員お願いいたします。

【委員】

私も、当然基本料金は維持しますが、基本水量は、廃止ということです。

それについては、先ほど説明があった通り、電気もガスも当然基本料金はあるけど、基本水量という考え方ないので、基本水量という考え方は、基本料金維持のもとに、基本水量という考え方は廃止ということがよろしいと思います。

【議長】

ありがとうございます。それでは、委員お願いします。

【委員】

基本水量は、最初から1㎡でも使ったらが望ましいのですが。

今先ほど、慣れ親しんだと言われています。現在、基本水量があるのですが、常盤平団地のお住まいの方から、私は水道使用量を10㎡は使わない。という声を聞いたことがあります。ここまでの状況でしたら、今回、急にじゃあ廃止にするのではなくて、5㎡まで使っても使わなくてもということで、5㎡だと金額も10㎡に比べて少ないですから、高齢者であまり水を使わないという人たちにも、受け入れられるんじゃないかと思いますので、今の10㎡から少し改善する形で、5㎡というのは

いかがでしょうか。

今後、先々、いずれもいろんな条件が変わってきますので、その時にまた検討すればいいと、とりあえず令和8年はこれで、スタートしてはいかがでしょうか。

【議長】

ありがとうございます。基本水量は残しつつも、基本水量の水準を下げてはというご意見でしょうか。ありがとうございます。

こちら新しい提案というような形かと思いますが、どのように進めるか事務局よりご意見ございますか。

【事務局】

はい。確かに市営水道は10m³で、他市では5m³を採用しているところもございますので、一旦事務局で試算をいたしまして、次回にどのような形になるのかをお示しできればと考えています。

【議長】

ありがとうございます。現在、2名の方から基本水量は廃止でいいのではないかという意見があって、おそらく、それが多数の意見ということになるのかと思いますが、それでも新しい提案がありましたので、新しく試算していただいて、それも含めた上で、また皆様のご意見をお聞きするという形にいたしましょうか、それとも今日のうちに審議会の意見をまとめるということで良いのか。

【事務局】

5m³にするというのは、具体的に料金がどうなるのかが、分りませんので、事務局で料金を試算させていただきまして、また次回に説明をさせていただければと思いますがいかがでしょうか。

【議長】

ありがとうございます。

【委員】

確認なのですが、委員の意見は基本料金を半分にして、基本水量も半分にするという意見なのか。それも基本料金を維持した上で、現状維持のまま、基本水量を5 m³にするべきなのか。どちらのことでしょうか。

【委員】

基本料金については、今までどおりにするとして、これからいろんな諸事業があって、今の状態では、水道を皆さんに配ることができなくなる。

値上げしないとお水を作って、皆さんに配っていくということができないということです。ですので、もちろん、金額も10m³から5m³にしたからといって半額になるわけではなくて、これから先、お水がどれだけ費用がかかるかということを考えて、その5m³当たりが幾らになるのかが決まってくると思います。今の10m³で払っている部分の金額の半分っていうことは、ありえないと思います。水道料金が見直しをしているときですから。

それともう1つ、この前1m³作るのに幾らかかりますか、という質問をさせていただいたのですが。原価割れをしてまで、市民に水を配るというのは、どうかと思うのですね。

市営水道は、独立採算制ですので、赤字を出さないで黒字を出す形でやっていかないと駄目だと思うので、そうなると、5m³になったから今までの半額という単純に決まるわけではなくて、水道はお金がかかるということを考えてその金額が決まってくると思いますので、今までの半分ということ、単純に決められないと思います。

【議長】

よろしいでしょうか。委員。

【委員】

そうすると基本料金を維持した上で、基本水量を半分にするということは、基本水量なしにするよりは、実質的に値上げになる気がするのですが。

或いは、今、基本料金が同じであると仮定して基本水量を10m³から5m³にするということは、これもやっぱり実質的に値上げになると思うのですが。

そのところちょっと、基本水量と基本料金の関係というか、そのバランスを考えないと話がごちゃごちゃになってしまうと思います。

【議長】

ありがとうございます。今の件について事務局からもご意見お願いいたします。

【事務局】

現在、市営水道は1ヶ月10m³、2ヶ月で20m³までが基本水量となっています。そこまでは、基本料金だけという形になっておりますが、それ以降については、1m³ごとに従量料金が加算されていくというような体系になっています。

委員がおっしゃっていたのは今回、事務局案として、この基本水量制もなくして、使用水量に応じた従量料金をもらったらどうかというような案でした。

けれども、いきなり基本水量をなくしてしまうのではなくて、例えばそれを半分ぐらいにして、そこから従量料金が発生していくというようなことでも良いのではないかと考えています。段階的に廃止したらどうかということだと思っております。あと、委員がおっしゃった、値上げになるのではないかとありますが、無くすのに比べて例えば5m³残して、そこから従量料金を取っていくということになり、基本料金部分は変わりません、従量料金のところで、1ヶ月5m³、2ヶ月10m³過ぎた、11m³から従量料金が発生しますので、そこからの単価が変わってくるのかなと思います。

ただ全体を通して、例えば2億円上げる。或いは3億円っていう上げる額は変わりません。それをどのようにして回収するかという話になりますので、そのような

意味では5㎡にした場合、その徴収の仕方がありますが、おそらく従量料金は若干、減るか。全部なくすよりも、若干なだらかになるのではないかというイメージがありますが、その辺につきましても事務局で試算して、次回お示しできたらと考えておりますが、いかがでしょうか。

【議長】

ありがとうございました。それでは今の案につきまして、事務局から試算していただいたものを出していただいて、その上で改めて、どのようにすべきかということとを議論させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次のポイントに移りたいと思います。

次が、従量料金制についてということですが、現在、水道を使った分に応じて、逓増ということで水道をたくさん使っている方が、より料金が高くなっているという形になっていますが、これを維持するか、それとも、もう使った分に応じて均等に料金を徴収すべきかというところになりますが、こちらについて、先ほど委員からこちら現状維持でやるのではないかと、というご意見だったかと思いますが、何か付け加えてご意見等はございますか。

それでは委員お願いいたします。

【委員】

私の意見は、現状のままで良いと思います。

【議長】

ありがとうございます。では委員、ご意見ございますか。

【委員】

私も従量料金で良いと思います。普通の商売ですと、たくさん買ってくれた人には値引きをするのですが、それと全く逆の発想なのですね。

ただ、やはり水というのは資源ですから、その節約志向を目指すような仕組みと
いうか仕掛けが必要だと思います。

そうすると少し戻りますが、基本水量というのも、やはりその節約志向というこ
とから考えると、反するのではという気はします。

それから資源節約という事を考えると、やっぱり従量制を維持すべきだというふ
うに考えます。

【議長】

ありがとうございました。それでは、委員からもご意見いただければと思います。
お願いいたします。

【委員】

従量制で良いかと思います。そうでないと、回収できないということになってし
まう。

【議長】

ありがとうございました。それでは委員の皆様全員、従量料金について現状維
持にすべきであるというご意見だったと思いますので、当審議会の意見とさせて
いただきたいと思います。

それでは、最後4点目のポイントになりますけれども、料金水準につきまして、1
回で値上げをする場合には、改定率が26.6%。2回に分けて料金の改定を行う
べきだということであれば、1回目は17.7%という改定率ということで事務局から
ご提案を受けておりますけれども、こちらについても、ご意見いただければと思いま
す。基本的には1回で良いのか、それとも2回に分けるべきかというところになる
かと思いますが、委員からお願いいたします。

【委員】

段階的に行きましょう。1回値上げをして賛同いただいて、次の段階で、また料

金改正をお願いするという値上げのやり方でいいのではないかと私は思っております。

【議長】

ありがとうございました。それでは委員、お願いいたします。

【委員】

2回に分けた形でいいのではないかと思います。

【議長】

ありがとうございました。では委員、お願いいたします。

【委員】

その前に確認をお願いしたいのですが、もし2回で値上げをするとするとそれぞれ議会の承認を必要とするのでしょうか。それとも2回セットで、議会の承認が得られるということになるのでしょうか。

【議長】

事務局よりご発言をお願いいたします。

【事務局】

2回目をやるときに、状況が変わっていることが十分考えられますので、その時にはもう一度試算をして、このくらいの値上げ率になります。ということで、料金表の案を作って、議会に上程するという形になると思います。

【委員】

わかりました。2回セットで議会の承認を得られるというのであれば2回でもいいかなと思ったのですが、やはりそれぞれの承認が必要となると、また様々な作業が必要となってくるので、私は1回でやったほうがいいと思いますし、それから値上げ、値上げと続きますと、やはり値上げ感というのは1回よりは増すと思うのですね。ですから私は1回の方が良いかと思います。

【議長】

ありがとうございます。それでは、次に委員、お願いいたします。

【委員】

私はやはり2回が良いと思います。例えば5年とかで値上げをすると、この間値上げをしたのに、また値上げというふうに、人って良いことを忘れても、悪いことは、覚えていますから。でも5年経ったらかなり、業界等状況が変わってくる経済にしろ。どうなっているかわからないときに、今この時点で、10年11年先を見越して計画を立てて、料金を決めていくよりは、まずは5年の短いところで、それだったらやっていけるという数字を出して、それで次の段階のときにまた考えてはどうでしょうか。

1,000万円借金すると、2,000万円返すという時代ですので、経済なんかは、どのように変わっていくのかわからないとなると、水道に係る色々な費用の面も上がっていく。

ですからやはり、長いスパンで見るよりも5年経ったところでもう一度皆さんに、お願いをする。10年分の資料を見るよりも、5年分のものを見るという方が、計画も立てやすいと思います。

議会で2度了承を得るという手続きがあるかもしれませんが、5年間は市営水道から恩恵を受けられるということを知ってもらう必要があると思います。

【議長】

ありがとうございます。そういたしますと、2回に分けて改定を行うべきだという意見が多数でございましたので、当審議会の意見としては、2回に分けて行うべきだというものとし、1回でやっておくべきだという意見もあったことを付記していただくという形にしたいと思います。

ここまでポイント1からポイント4まで検討して参りましたけれども、本件につき

まして、何か他にご意見ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

1点、私の方からちょっと事務局に確認をさせていただきたいのですが、次回の審議会に向けて、どのように進めていくのかという話でございますが、今回ポイントの2つ目、基本水量をどうすべきかというところで、積み残しが発生しております。

そういたしますと次回の審議会で、この点を改めて事務局よりモデルのケースをご提示いただいて、どうすべきか、また皆様のご意見をいただくという形になりますが、その際に同じタイミングで、答申案のようなものまでまとめていただくということになるのでしょうか。

【事務局】

事務局で次回までに案を考え、試算したものをお示しさせていただくというのが1点と、あとこれ以外に、公衆浴場に関して現在小金地区に1件だけなのですが、公衆浴場の料金をどうするかということと、他に特別使用というのがありまして、一時的に水を使うというものですが、現在、道路清掃等で水を使う時に、料金を徴収しているのですが、その料金をどうするかというのが料金表の中に入っていますので、その点について、次回説明をさせていただきます。その3点をどのようにするかが決まれば、方向性が決まるのではないかなと思います。そうしましたら案を作成しまして、資料を郵送等により配布させていただければと考えています。

もう1回増えるような形にはなってしまうと思いますが、そのような形でお願いできればと考えています。よろしくお願いいたします。

【議長】

委員の皆様におかれましても、そのような流れで進めていくことになりますのでご了承いただければと思います。何か他に確認事項はございますか。委員。

【委員】

2回でやるとなると、何年後かにこのような会議が開かれると思いますが、審議会の規定があると思いますが、委員の数を奇数にするという方がいいと思います。8人いても5人参加しなきゃいけないし、9人いても5人だから奇数の方がいいかと思います。

それが第1点。もう1点は、公募委員を2人ぐらい松戸で公募して、一般市民のご意見を聞くという形で、公募委員を採用したらどうかと。何年後かの話ですけど、考えております。

【議長】

ありがとうございました。その点につきましては事務局でもご検討いただければと思います。よろしいでしょうか。では委員、お願いいたします。

【委員】

今回、口径別は止めます。今まで通り用途別とのことですが第2回資料の7ページに資料があるのですが、値上げ幅というのが、少し、口径別を併用するよりも少し、大きくなるのじゃないかと思うのですが。

必要な金額が、満たされないということから口径別をやめてということなのか。金額がどれぐらいになるか数字で、出していただけますか。

【議長】

では、事務局からご発言をお願いします。

【事務局】

第2回目の資料の12ページの左上に現在の用途別料金体系の記載がありまして、現在の料金があって、その右側に新しい用途別料金体系にした場合は、こういった金額になりますというものを載せさせていただいています。

2億円3億円というものを、どのような料金体系で回収するかというお話になりますので、用途別にしたら、料金回収ができないというわけではありません。

口径別にすると、基本料金に差が出てくるのですが、用途別にするとそれが1個に集約されるようなイメージで料金を回収できますよということです。

【議長】

委員よろしいでしょうか。お願いします。

【委員】

第2回目の資料A3用紙、案1、2の資料で2案の年度年度の分を見てるのが第1回目に2億円の増、第2回に1億円の増となっているのですが、何かあったときに、それに充てるお金というのは、あらかじめどれだけの金額を用意をしているのでしょうか。

【議長】

続いてお願いいたします。

【事務局】

まず上段の収益的収支につきましては、費用が、増加傾向にあって、収益が年々減少傾向にあるということで、令和8年度には赤字に転じるというもので、下段の資本的収支につきましては、水道の施設を作る予算です。

今後、一番下に記載していますが、例えば令和8年度から、配水場の非常用発電機の新設であったり、令和10年度からは常盤平浄水場の配水池の更新事業、このようなものを現在、最優先でやらせていただきたいということで、お願いをしているものです。

【委員】

計画上のものでなくて、例えば大きな災害が起きたりしたのために、工面しているお金があるのか、これを見ても毎年毎年のところでは、上の段の純利益が出ていて、下の補填財源残高というのも、これから利益があるように見えているのですが、これはあくまでもいろんな計画している部分に使われていくわけですね。

そうではなくて大きな災害が来たときに、必要なお金というのは、かなり大きな金額になると思うのですが、そういうのは考慮しているのでしょうか。

今回、水道料金の見直しというときに、少しそういうものを上積みして、回収して、集めておく必要があるのではないかと思います。

【議長】

それでは事務局よりご発言をお願いいたします。

【事務局】

災害が起きた時の対応用のお金があるのかという点につきましては、一番下の補填財源残高という欄なのですが、こちらが現金、企業の内部に蓄えられている現金であります。

いわゆる災害時に使おうと思えば使えるお金になるのですが、この目安として、大体1年間の給水収益相当額。或いは半年分の給水収益相当額と言われています。それが現状では、令和12年ごろから、底をつくような状況になるということで、今回、値上げのお願いをしているということです。今、案2の場合ですと、約2億円。前半2億円、後半でプラス1億円の値上げをすることによって、10年間の基本計画期間、すべて黒字でいけると、先ほどの補填財源残高ですが、こちら、資金的にも問題なくやっていけるということで、このぐらいの値上げをお願いしたいということです。

【議長】

委員よろしいでしょうか。

【委員】

年々積み立てて増えていくということですね。

毎年毎年同じ金額でという形はといたないということですね。

【事務局】

必ずしも幾らあれば大丈夫だという話ではないと思いますので、災害が起こったときには当然、国からいろいろな支援を受けるような形になると思うのですが、一応、今言われているのはある程度の現金を持っていた方が良いということで、1年分の給水収益相当額、或いはその半分ぐらいということが言われています。

この補填財源残高は、あくまで災害用だけというわけではなく、この四条予算といわれる資本的収支という施設を整備、更新していくための予算で、足りないときには企業債というお金を借りたりしながら、やりくりをしていくということで、計画を作っております。

【議長】

ありがとうございます。委員それでよろしいでしょうか。

【委員】

委員が安心していただける計画なのであれば、大丈夫です。ありがとうございます。

【議長】

では、もう大分時間も経っておりますが委員お願いいたします。

【委員】

また口径別の話に戻ってしまうのですが、常盤平団地が口径別の問題があります。常盤平団地だけ25mmがついているけど、20mmとみなすというような特別規定を設けて口径別を採用するということは可能なのでしょうか。法令的にどうか、事務的に。

【議長】

事務局よりご発言をお願いいたします。

【事務局】

口径別にしたうえで、例えば常盤平団地についている25mmを20mmにみなすとか、或いは同額にするだとか、そのようなやり方は、あると思います。

いずれそういったことも、検討してもいいのではないかと思います。

【委員】

そういう意見にしても皆さんはだめですか。

【議長】

どうでしょうか、多分この話は、一旦先ほど話をしたところですが、一応、今回の答申としては、先ほどの形にした上で、意見としてこのような意見も出ているというところで、丁寧にその意見を拾って、答申にしていくというような形ではいかがでしょうか。

【加藤水道事業管理者】

委員から、やはり口径別というのが、悲願という言葉がありました。

今回の水道料金体系では用途別ということで、今、会長に取りまとめていただきましたが、委員からもお話があったように、口径別、それも常盤平団地が特別なつくりで、25mmが採用されていますが、そこを20mmに、例えば、当面の間、口径25mmを20mmとみなすというような考え方もあるというご意見だったと思います。

今後口径別、それも検討していく必要があると十分思っています。将来、近い将来か解りませんが、常盤平団地の再生が進められますので、そのまま25mmでいくようであれば、次回の料金改定の審議会の中で、常盤平団地については、口径別に直すけども、それまで当面20mm相当にするとか、そういう付記にすることで、クリアすることも可能だと私は思っております。今回、会長が、答申書の中に、意見を付記するような形でということですので、私どもの方もしっかり記録して、次に生かせるようにしたいと思っております。

【議長】

よろしいでしょうか。他にご発言はございますか。

ないようですので、それでは議題水道料金の改定については、本日の審議は以上といたします。

本日の審議におきまして、市長からの諮問事項に関して、概ね答申内容の方向性は定まったかと思いますが、まだ積み残しの議題がございますので、次回はそちらについて審議していきたいというふうに思います。

その上で、そのあとですかね、答申をまとめるという形にさせていただきたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。事務局といたしましてもそれでよろしいでしょうか。

【事務局】

承知いたしました。

【議長】

それではそのようによろしく願いいたします。

では、次に事務局より連絡事項等がありましたらお願いいたします。

【事務局】

次回の開催日の案内と予備日の確認をする。

【議長】

ただいまの連絡事項につきましては、そのようにご了解願います。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第3回松戸市水道事業運営審議会を閉会いたします。